7.　WNTEの適用除外

自動車製作者等は、エンジンが搭載される全ての車両型式でWNTE制御領域において作動しない点について証明できる場合には、当該作動点を除外するよう申請することができるものとし、また、WNTE制御領域における特定のエンジンの排出ガス値がWNTE排出ガス制限値に適合することができないことを試験機関が認めた場合には、WNTEの適用を除外するよう申請することができるものとする。この場合において、試験機関は、適用除外の範囲及び期間を決定することができるものとする。

別添117　二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法

1.　適用範囲

この技術基準は、ガソリンを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び原動機付自転車から蒸発ガスとして排出される炭化水素（以下「HC」という。）の測定について適用する。

2.　用語の定義

2.1.　「非露出型燃料タンク」とは、燃料タンクキャップ以外の部分が直射日光に当たらないように備え付けられた燃料タンクをいう。

2.2.　「露出型燃料タンク」とは、非露出型燃料タンク以外の燃料タンクをいう。

3.　試験車両

試験車両は、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」（以下「別添44」という。）Ⅰ　二輪車モード法の2.1.及び2.3.又は同別添Ⅱ　WMTCモード法の4.2.に適合すること。

4.　試験燃料

試験に使用するガソリンの標準規格は、別添44の別紙１の表１（E10ガソリンを燃料とすることができる二輪自動車、側車付二輪自動車及び原動機付自転車にあっては、別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」別紙の表をいう。）に掲げるとおりとする。

5.　試験機器の精度

シャシダイナモメータ、燃料蒸発ガス測定機器等試験機器は、当該機器の製作者の定める取扱要領に基づいて点検・整備され、かつ、校正されたものであって、次の精度を有するものであること。

なお、燃料蒸発ガス測定用密閉装置（以下「密閉装置」という。）の校正方法は、別紙３によるものとする。

5.1.　温度計の精度は、±１K（±１℃）以内であること。

5.2.　気圧計の精度は、±0.2kPa以内であること。

5.3.　大気圧計の精度は、±0.1kPa以内であること。

5.4.　風速計の精度は、±１m／s以内であること。

5.5.　速度計の精度は、±0.5km／h以内であること。

5.6.　惰行時間の測定装置の精度は、±0.1秒以内であること。

5.7.　HC分析計は、次に掲げる精度を有すること。

5.7.1.　応答性は、校正ガスを流したときに、校正ガス濃度の90％の指示値に達する時間が1.5秒未満であること。

5.7.2.　安定性は、全ての使用レンジでフルスケールの80±20％での指示値の変動が、15分の間、フルスケールの２％未満であること。

5.7.3.　再現性は、標準偏差で表し、全ての使用レンジでフルスケールの80±20％でフルスケールの１％未満であること。

6.　燃料蒸発ガスの排出量の測定等

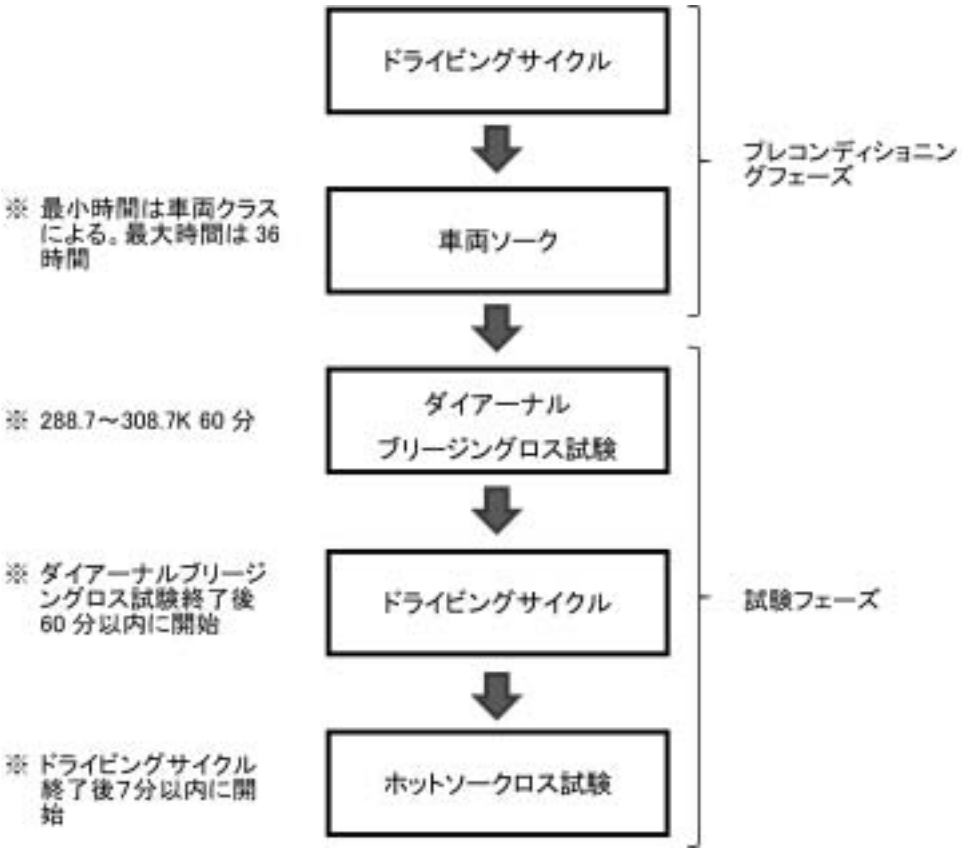
燃料蒸発ガスの排出量の測定等については、別紙１から別紙３までによるものとする。

別紙１　燃料蒸発ガス測定密閉室による燃料蒸発ガス試験

1.　燃料蒸発ガス測定密閉室による燃料蒸発ガス試験

燃料蒸発ガス測定密閉室（以下「SHED」という。）による燃料蒸発ガス試験（以下「SHED試験」という。）は、図１のとおり、プレコンディショニングフェーズと試験フェーズから構成し、HCの排出量の算出は、ダイアーナルブリージングロス試験及びホットソークロス試験におけるHCの排出量を合算することにより行う。

図１　SHED試験のフローチャート




2.　試験車両

2.1.　試験車両は、自動車製作者等が選定する慣らし済みの車両であり、かつ、別紙２によりエージングされた燃料蒸発ガス抑制装置を備えたものであること。この場合において、エージングされた燃料蒸発ガス抑制装置を備えることに代えて、HCの排出量に固定劣化値0.3ｇ／testを加算することによることができる。

2.2.　試験車両は、SHED試験前に1000km以上の慣らし走行を行うこと。この場合において、当該慣らし走行中、燃料蒸発ガス抑制装置については、試験車両に正しく取り付けられた状態を維持し、かつ、正常に作動しなければならない。

3.　試験装置等

3.1.　密閉装置

3.1.1.　SHED

3.1.1.1.　SHEDは、試験車両を格納できる構造を有し、かつ、ガスが漏れることのない密閉性を有する直方体の室であること。